

**西郷隆盛生誕200年・没後150年記念プロジェクト業務委託契約に係る
企画提案競技実施要領**

1 業務の名称

西郷隆盛生誕200年・没後150年記念プロジェクト業務

2 業務の目的、業務期間、業務の内容

別紙「仕様書」のとおり

本事業は、国の補助事業の活用を予定しているため、契約については、国からの交付決定の状況に応じて再協議または中止することがある。

3 予算規模（契約上限額）

23,900千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※但し、この金額は契約時の予定価格を示すものではないことに留意すること。

4 企画提案書及び見積書の作成

次に(1)から(12)の項目について、別紙様式第6「西郷隆盛生誕200年・没後150年記念プロジェクト業務企画提案書」にできるだけ詳細に記載すること。ただし、同様式の「(10) 業務全体スケジュール」、「(11) ②見積書（経費の内訳）」については任意の様式とする。

(1) 業務全般に係る主旨・目的

・提案にあたっては、資料1「事業計画」を参考とすること

(2) 西郷プロジェクト特設サイトの企画・運営

①特設サイトの構築案（サイトレイアウト含む）及びメインビジュアルイメージ

②西郷まちなか博覧会特集ページの構築案（ページレイアウト含む）及びメインビジュアルイメージ

※①②のどちらにも西郷プロジェクトのロゴマーク・キャッチコピー（※）を必ず入れること。

ロゴマーク・キャッチコピーは、市HPに掲出（<https://www.city.kagoshima.lg.jp/kan-suishin/saigo-uselogo.html>）あり。本企画提案競技におけるロゴマーク・キャッチコピーの申請は不要とする。

(3) 歴史有識者の選定案及び助言をもとにした業務の進め方

(4) 西郷まちなか博覧会の企画・運営

① 西郷まちなか博覧会のコンセプト・目指す姿

② 実施イメージ

(5) 特別プログラムの企画・運営

① 特別プログラム（歴史探究プログラム）

ア. プログラムのタイトル・コンセプト

イ. 登壇者（ゲスト）の選定

※西郷隆盛の歴史上の出来事をテーマに、その時決断に至った背景や決断のためにどう動いたかなど、歴史上的一幕や時代背景を様々な視点から考えるシンポジウムとなるようなタイトルやコンセプト、登壇者を提案すること。

※タイトル・コンセプトを決めるにあたっては、事業計画の事業イメージ（P9～10）の西郷隆盛

のストーリー、ゆかりの関連人物、キーワード等も踏まえること。

②特別プログラム（ラストサムライプログラム）

ア．コンセプト及び実施イメージ

※実施イメージは、継続的に展開可能で、薩摩藩における文化や精神、暮らしなどが体験できるコンテンツを複数組み合わせ、1つのプログラムを提案すること。

③ 特別プログラム（郷中教育プログラム）

ア．コンセプト及び実施イメージ

※実施イメージは、継続的に展開可能で、薩摩藩独自の郷中教育の学習法や生活・文化等の疑似体験ができるプログラムを提案すること。

(6) 市電ラッピング電車特別コースの催行

① コースタイトル

※市電とまちあるきを組み合わせた特別コースであることがわかるような、親しみやすいタイトルを提案すること

② コースのセールスポイント

※市電・まちあるきにおいて、セールスポイントを提案すること

(7) 「西郷どんそっくりさんコンテスト」の企画・運営

① コンセプト及び実施イメージ

(8) 周年記念イベント（没後イベント・生誕イベント）の企画・運営

① 没後イベントの企画・運営

ア カウントダウンボードのデザイン案

・ロゴマーク・キャッチコピーのデザインを活用すること

イ カウントダウンボードの除幕式

・式典の具体的内容を提案すること

② 生誕イベントの企画・運営

ア 市電ラッピング電車のデザイン案

・ロゴマーク・キャッチコピーのデザインを活用すること

イ 市電ラッピング電車の出発式

・式典の具体的内容を提案すること

(9) 西郷プロジェクトプロモーションの企画・運営

① かごしま観光PRキャラクター「西郷どん」プロモーションにおける、フォロワー獲得キャンペーンの内容や運営にあたっての工夫等

② 各種PRツール（のぼり・西郷どんパネル）設置案

(10) 業務全体スケジュール

(11) 業務の遂行

①実施体制（実施体制図）

②見積書（経費の内訳）

(12) 独自提案

5 企画提案書の提出

(1) 形式

・様式第6を用いて作成すること。任意の様式は認めない。

※見積書、調査票案は様式第6とは別途、A4版において作成できる。

- ・ A 4 版縦、横書き、両面印刷、左綴りとする。

※見積書、調査票案を様式第 6 とは別途作成する場合は、様式第 6 に続けて綴ること

※表紙には正本にのみ事業者名を記載すること。副本には、事業者名が特定できる表現、ロゴマークなどの記載は行わないこと。

(2) 企画提案数

提出業者 1 者につき 1 案

(3) 提出部数

正本 1 部、副本 1 0 部

(4) 提出期限

令和 8 年 4 月 2 4 日（金）正午まで（必着）

(5) 提出先

〒 8 9 2 - 8 6 7 7

鹿児島市山下町 1 1 番 1 号

鹿児島市観光戦略推進課（みなと大通り別館 3 階）

電話 0 9 9 - 2 1 6 - 1 3 4 4

電子メールアドレス kan-suishin@city.kagoshima.lg.jp

(6) 提出方法

直接持参又は郵送（電子メール及びファックスによる申込みは、受け付けないものとする。）

※土・日曜日を除く午前 8 時 4 5 分から午後 4 時 3 0 分まで（正午から午後 1 時までの時間を除く。）。郵送の場合は必着。

6 企画提案書の選定

(1) 企画提案書提出後、選定委員会（書類審査）で選定し、各提出業者にその結果を通知する。なお、選定委員会が一定の基準に達しないと判断した場合、全ての企画提案を採用しないことがある。

(2) 選定委員会において、4 の内容に対し妥当性などの優劣を審査する。

(3) 選定結果に異議申立ては一切認めないものとする。

(4) 業務の実施にあたっては、鹿児島市と十分協議して進めることとし、企画提案に関する必要な修正については必ず応じること。

7 著作権等

(1) 企画提案に使用する写真等は実際に使用可能なものであること。著作権や肖像権など権利関係は、制作者者において処理すること。

(2) 成果品の著作権はすべて鹿児島市に帰属するものとする。

(3) 企画書の提出に要する一切の費用については、提出業者の負担とする。また、提出された書類等は原則として返却しない。

8 業務の委託

選定委員会で選定された企画提案書の提出者に対し、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき、当該業務を委託する（随意契約）。

9 企画提案競技日程

以下の日程で行うこととする。なお、予定とあるものはおおむねの日程を示すものである。

内 容	日 時
(1) 告示	令和8年3月31日(火)
(2) 質問受付期限	令和8年4月3日(金) 正午
(3) 質問回答	令和8年4月7日(火) (予定)
(4) 参加申込書提出期限	令和8年4月10日(金) 16時30分
(5) 参加資格決定通知	令和8年4月14日(火) (予定)
(6) 企画提案書提出期限	令和8年4月24日(金) 正午
(7) 書類審査	令和8年5月8日(金) (予定)
(8) 選定結果通知	令和8年5月12日(火) (予定)
(9) 委託契約	令和8年5月中旬(予定)

10 質疑応答

(1) 質問方法

質問内容を別紙「質問書(様式第5)」に記載し、電子メールで送信すること。

(2) 質問受付期限

令和8年4月3日(金) 正午まで(期限厳守)

(3) 質問先

メールアドレス: kan-suishin@city.kagoshima.lg.jp

(4) 質問回答

回答は仕様書の追補とみなし、質問内容とその回答を、令和8年4月7日(火)までに、質問者にメールで回答したうえで、鹿児島市ホームページに掲載する予定である。

11 無効となる提案

- (1) 企画提案競技に参加する資格が認められない者の行ったもの
- (2) 本実施要領に違反しているもの又は適合しないもの
- (3) 提出書類に虚偽の内容が記載されているもの
- (4) 見積書において「3 予算規模(契約上限額)」に示した金額を上回る提案を行ったもの
- (5) その他、審査や評価の公平さに影響を与える行為があったと認められる者の行ったもの

12 その他留意事項

- (1) 提出期限までに提出書類が提出されなかった場合は、参加資格を失う。
- (2) 提出書類の作成及び提出など、企画提案競技に係る一切の費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出された資料は、返却しない。
- (4) 鹿児島市は提出された資料について、業者の選定以外に提案者に無断で使用しない。
- (5) 提出された資料について、鹿児島市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、不開示情報を除いた情報を公開することがある。
- (6) 選定された企画提案書の企画提案をそのまま採用とするわけではない。
- (7) 提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出は認めない。
- (8) 審査書類提出から契約締結までの間に、参加資格要件に該当しなくなった場合は、失格とする。

- (9) 企画提案競技において虚偽又は不正があったと鹿児島市が認めた場合は、失格とするとともに、指名停止の措置を行うことがある。